

令和7年2月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	2月1日	児童相談に係るシステムの保守委託	株式会社 両備システムズ	1か月あたり@113,300	指定事業者は、墨田区で利用する当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援総合センター
2	2月4日	デザインマンホールお披露目式等に係る実施業務委託	一般社団法人墨田区観光協会	700,000	指定事業者は、デザインマンホールに用いるアニメに関する著作権を管理する株式会社アニプレックスとのデザインマンホール設置に関する調整の窓口であり、本業務は、当該事業者との密な連携が必須となるため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	観光課
3	2月13日	配膳台の購入	株式会社上野製作所	954,800	【物品】 1 指定物品は墨田区仕様であり、墨田区の食缶数等を考慮したサイズになっている。 2 指定物品はステンレス甲板張りが施されており、耐久性に優れている。 3 指定物品は食缶の置き場が固定されており、配膳時に滑り落ちないように、安全設計されている。 4 指定物品は耐水性に優れており、錆び付きにくく、堅牢で美観にも優れている。 【事業者】 本件の指定物品は、新年度の学級数が判明するまで必要数量が確定出来ないため、限られた期間で納入できるのは、製造元である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
4	2月15日	教師用教科書及び指導書の購入（吾孺立花中学校）	有限会社 自成堂	2,194,104	【物品】 墨田区教育委員会が採択した教科書でなければならないため、指定する。 【事業者】 教師用教科書・指導書については、文科省の教科書無償給与制度の取扱ルート（教科書発行者→特約供給所→取次供給所）により教科書を供給することとなり、指定事業者は、特約供給所が指定した本件納入先の取次供給所である。したがって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
5	2月17日	教師用教科書及び指導書の購入（墨田中学校外8校）	株式会社 ナカヤ	19,873,944	【物品】 墨田区教育委員会が採択した教科書でなければならないため、指定する。 【事業者】 教師用教科書・指導書については、文科省の教科書無償給与制度の取扱ルート（教科書発行者→特約供給所→取次供給所）により教科書を供給することとなり、指定事業者は、特約供給所が指定した本件納入先の取次供給所である。したがって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課